

石川県公報

令和8年4月7日(火曜日)

号 外

(第27号)

目 次

規 則				
○石川県組織規則の一部を改正する規則		○石川県消防・危機管理業務関係職員服制の一部改正		
(人事・組織経営課)	1	(危機対策課)	4	
訓 令		教育委員会		
○石川県文書管理規程の一部改正	(総務課)	3	○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する	5
○石川県処務規程の一部改正	(人事・組織経営課)	4	規則	
○グループ制に関する運営規程の一部改正	(同)	4		

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月七日

石川県知事 山 野 之 義

石川県規則第二十二号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表危機管理部の項中「危機対策課」を「危機管理政策課、防災対策課」に改め、同表健康福祉部の項中「医療支援課」の下に「奥能登地域医療対策室」を加え、同条第六項の表管財課の項を次のように改める。

財政課

資金資産活用室

第六条第一項の表総務課の項中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「及び官報報告」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

7 内部統制に関すること。

第六条第一項の表財政課の項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 県議会に関すること。

第六条第一項の表財政課の項第十号及び第十一号を次のように改める。

10 財政調整基金、県有施設整備基金及び減債基金に関すること。

11 宝くじの発行に関すること。

第六条第二項の表財政課の項中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

12 県有財産等の有効活用及び処分に関する方策の推進に関すること。

13 公の施設の総合的な企画調整に関すること。

第六条第三項の表管財課の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同表税務課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第四項の表資産活用室の項を次のように改める。

資金資産活用室

第一項の表財政課の項第五号から第十三号までに掲げる事務

第六条の二の表危機対策課の項中「危機対策課」を「危機管理政策課」に改め、同項第二号及び第四号中「こと」

の下に「防災対策課と共管」を加え、同項第五号中「除く。」の下に「防災対策課と共管。」を加え、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 自衛隊の国民保護等派遣要請に関する事。

第六条の二の表危機対策課の項中第十一号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とし、同項の次に次のように加える。

防災対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に関する事(危機管理政策課と共管)。 2 災害対策本部に関する事(危機管理政策課と共管)。 3 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 4 災害救助に関する事(生活再建支援課の分掌事務を除く。危機管理政策課と共管)。 5 被災者の生活再建支援に関する事(生活再建支援課の分掌事務を除く)。 6 防災訓練に関する事。 7 防災に係る職員の育成に関する事。 8 総合防災情報システムに関する事。 9 防災行政無線に関する事。 10 原子力発電所の安全対策に関する事。
-------	---

第七条第一項の表医療支援課の項の次に次のように加える。

奥能登地域医療対策室	奥能登地域における医療提供体制に関する事。
------------	-----------------------

第七条の二第一項の表環境政策課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表カーボンニュートラル推進課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

9 脱炭素先行地域に関する事。

第七条の二第一項の表自然環境課の項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 能登半島国定公園のり・デザインに関する事。

第九条第一項の表農業経営戦略課の項第十一号中「農村地域工業導入」を「農村地域産業導入」に改める。

第十条第一項の表河川課の項第十三号中「危機対策課」を「防災対策課」に改め、同表建築住宅課の項第二十八号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第十三条第一項の表室長の項及び室次長の項中「企画調整室」の下に、「奥能登地域医療対策室」を加え、同条第四項中「土木部に復旧復興戦略監を」を削る。

第十五条第一号の表総務企画部の部税務課(中能登総合事務所に限る。)納税課(奥能登総合事務所に限る。)の項2中「及び軽自動車税の環境性能割」を削り、同項8中「の種別割」を削り、同項9中「及び軽自動車税の環境性能割」を削り、同条第二号の表総務課(金沢県税事務所に限る。)の項4中「及び軽自動車税の環境性能割」を削り、同表納税課の項6中「の種別割」を削り、同項7中「及び軽自動車税の環境性能割」を削り、同条第十一号の表輪島

復旧復興課(奥能登土木総合事務所に限る。)の項中

道路係 河川砂防係 港湾係	を	道路第一係 道路第二係 河川係 砂防係 港湾係	に改める。
---------------------	---	-------------------------------------	-------

第十六条第九号の表石川県立こころの病院の項中

地域生活支援部	地域生活支援に関する事。
地域医療連携科	診療機関及び保健・福祉機関との医療連携に関する事。
作業療法科	作業療法に関する事。
医療相談科	医療相談に関する事。

を

教育研修部	研修に関すること。
デイケアセンター	社会生活機能回復治療に関すること。
地域生活支援部	地域生活支援に関すること。
地域生活支援室	医療連携及び医療相談に関すること。
地域医療連携科	診療機関及び保健・福祉機関との医療連携に関すること。
医療相談科	医療相談に関すること。
リハビリテーション室	精神科リハビリテーションに関すること。
作業療法科	作業療法に関すること。
デイケアセンター	社会生活機能回復治療に関すること。
教育研修部	研修に関すること。

に改める。

第十九条第四項中「このころの病院デイケアセンター」を「このころの病院地域生活支援部リハビリテーション室デイケアセンター」に、「あつては、所長」を「あつては所長、中央病院診療部にあつては統括部長」に改め、同条第六項中「及び農林総合事務所」を「農林総合事務所及び農林総合研究センター農業試験場」に改め、同条第十六項の表中央病院の項中「

医長

」を「

診療部長、診療部医長

」に改め、同表このころの病

院の項中「医長」を「診療部長、診療部医長」に、「

看護部

」を「

主任看護師長、看護師長

」を

看護部	主任看護師長、看護師長
地域生活支援部	主任看護師長、看護師長

に改める。

別表第一第一号の表石川県公益認定等審議会の項中「第五十条第一項及び」を「第五十条第一項」に改め、「第百三十八条第一項」の下に「並びに公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十八条及び附則第十六条」を加え、「及び移行法人」を「移行法人及び公益信託」に改め、同表石川県防災会議の項、石川県石油コンビナート等防災本部の項及び石川県国民保護協議会の項中「危機対策課」を「危機管理政策課」に改め、同表石川県国民健康保険運営協議会の項、石川県国民健康保険審査会の項及び石川県後期高齢者医療審査会の項中「医療対策課」を「医療支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月八日から施行する。

訓 令

石川県訓令第10号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

別表第1中「

危機対策課

」を「

危

」を

「

危機管理政策課
防災対策課

」を「

危
防

」に、

「

医療支援課

」を「

医

」を

医療支援課
奥能登地域医療対策室

医
奥地医

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。

石川県訓令第11号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

第7条第6項中「~~災害対策課~~」を削る。

別表第1第2号の表危機対策課長専決事項の欄中「~~災害対策課~~」を「~~災害対策課~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。

石川県訓令第12号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

石川県知事 山 野 之 義

別表第1総務部の部管財課の項中「用度グループ」の次に「、財産管理グループ」を加え、同表危機管理部の部危機対策課の項中「危機対策課」を「危機管理政策課」に、「防災対策グループ、自主防災推進グループ、防災システムグループ」を「事前防災グループ、地域防災推進グループ」に改め、同項の次に次のように加える。

防災対策課	事態即応グループ、防災システムグループ
-------	---------------------

別表第1能登半島地震復旧・復興推進部の部を次のように改める。

能登半島地震 復旧・復興推 進部	創造的復興推進課	企画管理グループ、復興プラン推進グループ
	生活再建支援課	地域コミュニティ再建グループ、生活再建支援グループ、住まい対策グループ、災害経理グループ、支援金グループ

別表第1企画振興部の部企画課の項中「企画グループ」の次に「、プロジェクト推進グループ」を加え、同表文化観光スポーツ部の部観光戦略課の項中「観光産業育成グループ」の次に「、観光地魅力発信グループ、観光復興グループ」を加え、「、観光地域づくり推進グループ」を削り、同表生活環境部の部カーボンニュートラル推進課の項中「、地域グリーン戦略グループ」を削り、「ゼロエネルギー建築グループ」を「地域エネルギー政策グループ、脱炭素地域づくりグループ」に改め、同部自然環境課の項中「自然公園グループ」の次に「、能登リ・デザイングループ」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。

石川県訓令第13号

危 機 管 理 部
県 総 合 事 務 所
消 防 学 校

石川県消防・危機管理業務関係職員服制（昭和29年石川県訓令甲第159号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

石川 県 知 事 山 野 之 義

第2条中「危機対策課長」を「危機管理政策課長、防災対策課長」に改める。

別表第2中「危機対策課」を「危機管理政策課
防災対策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。

石川 県 訓 令 第 14 号

序 中 一 般
出 先 機 関

石川 県 災 害 対 策 本 部 規 程 (昭 和 35 年 石 川 県 訓 令 第 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

令 和 8 年 4 月 7 日

石川 県 知 事 山 野 之 義

第7条中「危機管理部危機対策課」を「危機管理部危機管理政策課及び防災対策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。

教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 事 務 局 等 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ の よう に 公 布 す る。

令 和 八 年 四 月 七 日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 五 号

石川 県 教 育 委 員 会 事 務 局 等 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 教 育 委 員 会 事 務 局 等 組 織 規 則 (昭 和 四 十 年 石 川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 五 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 五 条 の 表 教 育 政 策 課 の 項 第 十 四 号 及 び 第 十 五 号 を 次 の よう に 改 め る。

- 14 県立高等学校の魅力化推進に係る総合調整に関すること。
- 15 災害時学校支援チームに関すること。

第 五 条 の 表 教 育 政 策 課 の 項 中 第 十 六 号 を 削 り、 第 十 七 号 を 第 十 六 号 と し、 第 十 八 号 から 第 三 十 一 号 ま で を 一 号 ずつ 繰 り 上 げ る。

附 則

この規則は、令和八年四月八日から施行する。